

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年3月24日（火） 号外第27号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則（11）（医療政策課）・・・3
- ◇ 企業局管 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（1）（経営企画課）・・・11
理規程

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

民法の一部が改正され、個人根保証契約については極度額を定めなければ効力を生じなくなったこと並びに鳥取県立鳥取看護専門学校、鳥取県立倉吉総合看護専門学校及び鳥取県立歯科衛生専門学校が大学等における修学の支援に関する法律による修学支援の対象となる専門学校となったこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正

ア 生徒の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金の合計に相当する額とする。

イ 授業料及び入学料の減免について、大学等における修学の支援に関する法律の規定により行うことを追加する。

ウ 入学年度の4月分の授業料の納付期限を5月末日（現行 4月末日）とする。

エ 校長は生徒に対し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める処分を行うことができることとする。

(ア) 授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないとき 出席停止の処分

(イ) 授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないとき 退学の処分

オ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正

ア (1)のアからエと同様の改正を行う。

イ 生徒が寄宿舎に入舎する場合の保証人が保証する極度額は、寄宿舎に係る1年分の光熱水費に不足しない額として校長の定める額とする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正

ア (1)のア、イ及びエと同様の改正を行う。

イ 月の中に復学した者の当該月分の授業料の納付期限を当該復学の日の属する月の翌月の末日（現行当該復学の日から10日以内）と、入学年度の4月分の授業料の納付期限を5月末日（現行 4月末日）とする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

規 則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項第1号の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金(被服費、教材費、材料費その他の学校における教育に必要な経費として生徒から徴収する金銭をいう。)の合計に相当する額とする。</u></p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第18条の2 毎月分の授業料は、その月の末日(入学した年度の4月分の授業料にあっては、当該年度の5月末日)までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 校長は、生徒が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、出席停止の処分を行うことができる。</u></p> <p><u>4 校長は、生徒が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、退学の処分を行うことができる。</u></p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、<u>大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第3号(第13条関係)</p>	<p>(入学手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第18条の2 毎月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第3号(第13条関係)</p>

誓約書

職 氏名 様

私は、このたび貴学校学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本人 住所
氏名 ㊟

私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任(極度額 円)を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 極度額は、保証人が保証する極度額の合計であり、修業年限に係る授業料及び学校徴収金の合計に相当する額である。

様式第4号(第14条関係)

誓約書

職 氏名 様

私は、このたび貴学校学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本人 住所
氏名 ㊟

私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号(第14条関係)

誓約書

職 氏名 様

私は、このたび貴学校学生 の保証人となりましたので、前の保証人と同様、本人が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任(極度額 円)を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 極度額は、保証人が保証する極度額の合計であり、修業年限に係る授業料及び学校徴収金の合計に相当する額である。

誓約書

職 氏名 様

私は、このたび貴学校学生 の保証人となりましたので、前の保証人と同様、本人が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第1号の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金(被服費、教材費、材料費その他の学校における教育に必要な経費として生徒から徴収する金銭をいう。)の合計に相当する額とする。</u></p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第18条の2 毎月分の授業料は、その月の末日<u>(入学した年度の4月分の授業料にあっては、当該年度の5月末日)</u>までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>校長は、生徒が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、出席停止の処分を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>校長は、生徒が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、退学の処分を行うことができる。</u></p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、<u>大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定により行うほか</u>、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第22条 略</p> <p>2 寄宿舎に入舎しようとする者は、<u>保証人2人が連署した入舎願(様式第8号)</u>を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 <u>前項の保証人が保証する極度額の合計は、寄宿舎に係る1年分の光熱水費に不足しない額として校長の定める額とする。</u></p> <p>4 <u>前2項に定めるもののほか、寄宿舎の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。</u></p>	<p>(入学手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第18条の2 毎月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第22条 略</p> <p>2 寄宿舎に入舎しようとする者は、入舎願(様式第8号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、寄宿舎の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p>

様式第3号（第13条関係）

誓約書

職 氏名 様

私は、このたび貴学校学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本人 住所
氏名 ㊟

私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任（極度額 円）を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 極度額は、保証人が保証する極度額の合計であり、修業年限に係る授業料及び学校徴収金の合計に相当する額である。

様式第4号（第14条関係）

誓約書

職 氏名 様

私は、このたび貴学校学生 の保証人となりましたので、前の保証人と同様、本人が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任（極度額 円）を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 極度額は、保証人が保証する極度額の合計であり、修業年限に係る授業料及び学校

様式第3号（第13条関係）

誓約書

職 氏名 様

私は、このたび貴学校学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。

年 月 日

本人 住所
氏名 ㊟

私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号（第14条関係）

誓約書

職 氏名 様

私は、このたび貴学校学生 の保証人となりましたので、前の保証人と同様、本人が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年 月 日

保証人 住所
氏名 ㊟
年 月 日生
本人との続柄

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

<p style="text-align: center;"><u>徴収金の合計に相当する額である。</u></p> <p>様式第8号（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">入舎願</p> <p>職 氏名 様</p> <p>下記の理由により寄宿舍に入舎したいので、許可して下さるよう保証人と連署してお願いいたします。</p> <p><u>なお、保証人は入舎に係る本人の一切の債務（極度額 円）について保証します。</u></p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">記</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">理由</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <p>注1 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>極度額は、保証人が保証する極度額の合計であり、寄宿舍に係る1年分の光熱水費に不足しない額として校長の定める額である。</u></p>	理由		<p style="text-align: center;"><u>徴収金の合計に相当する額である。</u></p> <p>様式第8号（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">入舎願</p> <p>職 氏名 様</p> <p>下記の理由により寄宿舍に入舎したいので、許可して下さるよう保証人と連署してお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">記</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">理由</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	理由	
理由					
理由					

（鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正）

第3条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（入学手続）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第1号の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金（被服費、教材費、材料費その他の学校における教育に必要な経費として生徒から徴収する金銭をいう。）の合計に相当する額とする。</u></p> <p>（授業料の納付）</p> <p>第19条 毎月分の授業料は、その月の末日（<u>入学した年度の4月分の授業料にあつては、当該年度の</u></p>	<p>（入学手続）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>（授業料の納付）</p> <p>第19条 毎月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。</p>

5月末日)までに納付しなければならない。

2 月の中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は退学の日属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。

3 校長は、生徒が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、出席停止の処分を行うことができる。

4 校長は、生徒が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、退学の処分を行うことができる。

(授業料等の減免)

第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。

(1)・(2) 略

2 略

様式第3号(第13条関係)

誓約書	
職 氏名 様	
私は、このたび貴学校生徒として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。	
年 月 日	
本人 住所	
氏名	㊟
私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任(極度額 円)を引き受けることを保証します。	
年 月 日	
保証人 住所	
氏名	㊟
	年 月 日生
	本人との続柄
保証人 住所	
氏名	㊟
	年 月 日生

2 月の中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は退学の日属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。

(1)・(2) 略

2 略

様式第3号(第13条関係)

誓約書	
職 氏名 様	
私は、このたび貴学校生徒として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。	
年 月 日	
本人 住所	
氏名	㊟
私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。	
年 月 日	
保証人 住所	
氏名	㊟
	年 月 日生
	本人との続柄
保証人 住所	
氏名	㊟
	年 月 日生

<p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin: 0;">本人との続柄</p> <p>注1 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>極度額は、保証人が保証する極度額の合計であり、修業年限に係る授業料及び学校徴収金の合計に相当する額である。</u></p> <p>様式第4号（第14条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>私は、このたび貴学校生徒 の保証人となりましたので、前の保証人と同様、本人が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任（<u>極度額 円</u>）を引き受けることを保証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 氏名 ⑩ 年 月 日生 本人との続柄</p> </div> <p>注1 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>極度額は、保証人が保証する極度額の合計であり、修業年限に係る授業料及び学校徴収金の合計に相当する額である。</u></p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin: 0;">本人との続柄</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>様式第4号（第14条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>私は、このたび貴学校生徒 の保証人となりましたので、前の保証人と同様、本人が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 氏名 ⑩ 年 月 日生 本人との続柄</p> </div> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>
--	--

第4条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第11条関係）

入試区分	推薦		一般		再募集		※受験番号	
<div style="border: 1px dashed black; width: 30%; margin: 0 auto 20px auto; padding: 5px;">証紙貼付欄</div> <div style="border: 1px dashed black; width: 20%; margin: 0 auto 20px auto; padding: 5px;">写真貼付欄</div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">入 学 願 書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>私は、貴学校に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。</p> <p>年 月 日</p>								

氏 名			生年月日	
現住所	〒 電話番号 — —			
学 歴	高等学校	高等学校		
		年 月	卒業見込 ・ 卒業	
	高等学校以降の最終学歴	大学 短期大学 専門学校		学部 学科
		年 月	卒業見込 ・ 卒業 ・ 中退	
職 歴	在職期間		勤務先	
	年 月	～	年 月	
	年 月	～	年 月	
	年 月	～	年 月	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 第1条の規定による改正後の鳥取県立鳥取看護専門学校学則第18条の2第3項及び第4項の規定は、令和2年4月分以後の授業料について適用する。
- 第2条の規定による改正後の鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則第18条の2第3項及び第4項の規定は、令和2年4月分以後の授業料について適用する。
- 第3条の規定による改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校学則第19条第3項及び第4項の規定は、令和2年4月分以後の授業料について適用する。

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休日勤務手当)</p> <p>第13条の4 条例第11条第1項に規定する企業管理規程で定める日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 勤務時間条例第3条第1項若しくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条若しくは第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、<u>職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号。以下「給与支給規則」という。）</u>第21条の2第1項に規定する日</p> <p>(4) 略</p>	<p>(休日勤務手当)</p> <p>第13条の4 条例第11条第1項に規定する企業管理規程で定める日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 勤務時間条例第3条第1項若しくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条若しくは第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、<u>職員の給与の支給に関する規則（昭和27年3月鳥取県人事委員会規則第3号。以下「給与支給規則」という。）</u>第21条の2第1項に規定する日</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。